

目黒区長 殿

2022 年 3 月 31 日

令和3年度第三者評価結果報告書

〒153-0063
住所 東京都目黒区目黒2丁目10番
5の101号
電話番号 03-3495-4283
評価機関名 特定非営利活動法人
関東シニアライフアドバイザー協会
代表者氏名 佐藤昌子

下記のとおり評価を行ったので報告致します

対象事業所	東山児童館第二学童保育クラブ												
評価者	1	山田紀子											
	2	神戸理											
	3												
	4												
評価実施期間	2021	年	9	月	17	日	～	2022	年	3	月	31	日
利用者調査実施時期	2021	年	10	月	28	日	～	2021	年	11	月	30	日
訪問調査日	2022	年	1	月	13	日							
評価者合議日	2022	年	2	月	8	日							
評価結果報告日	2022	年	3	月	31	日							

詳細講評

評価基準

A	評価項目を実施している
B	評価項目を実施しているが十分ではない
C	評価項目を実施していない

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

通番	評価項目	評価	講評
	(1)理念・基本方針が確立・周知されている。		
1	① 理念・基本方針を確立・明文化し、職員及び利用者等に周知している。	A	「未来に向けてともに育ち育てるめぐろ」の実現に向けて子ども総合計画(5ヵ年)が策定され、学童保育クラブを子どもの「安全・安心な生活の場の確保」「健全育成」「子育て家庭の就労支援」を目的として運営する旨が区学童保育クラブ保育指針に明記されています。職員、利用者には保育指針等で周知していません。

I-2 運営状況の把握

	評価項目	評価	講評
	(1)運営環境の変化等に適切に対応している。		
2	① 事業運営を取り巻く環境と運営状況を的確に把握・分析している。	A	昨年度から続くコロナ禍による環境の変化が学童保育の運営にも影響を与えています。クラスターの発生は生じていませんが、施設内でのマスク着用、手指消毒の徹底が子どもたちにも必須となっています。東山小学校区域の三つの学童保育クラブが集中的に配置されており、毎朝行われる3施設と児童館合同の朝会で共通の課題等についての情報共有がなされています。従来から保護者による保育参観を実施してきましたが、今年度は実施期間に柔軟性を持たせ、参加しやすいように配慮しました。コロナ禍で子どもの自由な外遊びの機会が少なくなっていますが、要望に応じて出来る限り公園での外遊びの機会も増やしました。
3	② 運営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	A	

I-3 事業計画の策定

評価項目	評価	講評
(1) 中・長期的な目標と計画が明確にされている。		
4 ① 3～5年の中・長期的な目標を明確にした計画を策定している。	A	公設公営の施設であり、目黒区子ども総合5ヵ年計画に基づいて運営されています。今年度に利用できる対象学年の拡大(4～6年生)を行い、来年度からは保育時間の延長に取り組みます。2023年度には利用施設の固定化が撤廃され、利用者が施設を選択できるようになり、2025年度の完全民営化に向けて2024年度にはスムーズな引継ぎへの取り組みがスタートします。このような民営化への移行の流れの中で今年度の計画が策定されました。
5 ② 中・長期計画を踏まえた年度の計画を策定している。	A	第二、第三学童保育クラブ共通の目指す子ども像として「自分と周りの人を大切にできる子ども」「自分のことは自分でできる子ども」の二つが策定され、保護者にも伝えられ周知されています。
6 ① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	様々な打合せや会議で状況把握と情報共有が行われています。近接する4施設合同での朝の連絡会や会計年度任用職員も含めての全職員での昼会のほか地域の公営施設のブロック会議などで事業計画の進捗状況の把握と課題抽出、対策の検討が行われています。例年、春に行う第一回目の保護者会で年度計画等について詳しく説明してきましたが、昨年度来のコロナ禍で実施することができず資料配布のみの説明に留めざるを得ませんでした。第2回目の保護者会は7月に実施しましたが、感染防止のため時間をずらして学年別に行い現状説明と要望等の把握が行われました。保育参観を通じてほぼ半数の保護者に保育内容の把握をしてもらう事ができました。
7 ② 事業計画を子どもや保護者等に周知し、理解を促している。	A	

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価項目	評価	講評
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8 ① サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	B	個々の職員のスキルアップを通じて組織としてサービスの質の向上に取り組んでいます。施設内でのOJTによる指導育成に加えて、都や区の実施する各種研修会に参加して各自のスキルアップを図っています。しかし、昨年来のコロナ禍にあって殆どの研修がオンラインもしくは中止となっており、従来のように十分に達成できる状況にはありません。今年度の組織として取り組むべき大きな課題は新型コロナウイルス対策につきまです。毎日、子どもたちを安全に受け入れ同じく送り出せるよう、感染防止対策に万全を期しながら、可能な限り予定された行事やつどいが実施できるよう、職員間で話し合いながら取り組んでいます。
9 ② 組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	A	

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	評価項目	評価	講評
(1)管理者の責任が明確にされている。			
10	① 管理者は自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。	A	児童館の館長が近接する三つの学童保育クラブの施設長を兼務しており、当施設はその一つです。68名の登録児童で今期がスタートしましたが、活動は少人数の班ごとを基本としており、新型コロナウイルス感染防止の為出来る限り密になるのを避ける対応が続けられています。一部の子どもたちが交代で児童館で過ごすことも多く、施設長の指導のもとでスムーズな運営がなされています。法令等を遵守したコンプライアンスの徹底は、公営施設に勤務する職員には特に求められます。事例研究を含む職場での倫理ミーティングをはじめ、区の主催する各種研修に参加することで理解の促進を図っています。
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A	
(2)管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	① 学童保育クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	A	今年度からは4年生以上の高学年生の受け入れもスタートしました。一方で、民営化へのロードマップが示されており、2024年度から引継ぎ業務がスタートし、2025年度には完全民営化に移行する予定です。コロナ禍の終息も中々見通せず、激変する学童保育クラブを取り巻く環境の中にありますが、子どもたちが安心して過ごせる居場所の提供に努めています。低学年から高学年まで楽しく過ごせる場所、丁寧な保護者対応による信頼関係の構築を今年度の重点課題としています。施設長は児童館と地区の4学童保育クラブによるブロック会議を主催し、事業運営に指導力を発揮しています。
13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	A	

II-2 福祉人材の確保・育成

	評価項目	評価	講評
(1)福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組を実施している。	A	常勤、会計年度任用職員合わせて6名の職員で運営されています。常勤職員については区の総合人事管理制度で運用されており、概ね3～5年のインターバルで異動しています。2019年に改定された人材育成活用方針で、目標とする職員像と職員が備えるべき意識が明示されています。ジョブローテーション等の人事管理、職場内研修の推進を含めた研修制度、ワークライフバランスやメンタルヘルスへの取り組み等の職場環境の整備について規定されています。非常勤職員(法改正により2020年度から会計年度任用職員と呼ぶ)についても区の所管課で採用、育成管理が行われています。
15	② 総合的な人事管理が行われている。	A	

	評価項目	評価	講評
	(2)職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	区全体としてより良い職場作りに取り組んでいます。今年度の職場でのスローガンとして、残業時間の削減と有給休暇の消化を掲げ、安全衛生委員が中心となって実効性を高める取り組みを行っています。業務量等を勘案しながら、集中的に取り組む月間も定めています。
	(3)職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	① 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し実施している。	A	チームワークで取り組むことを重視した研修制度が確立されています。内部研修(OJT)と外部研修(集合研修)、自己啓発から構成されており、外部研修には初任者研修、各職階層ごとの研修、実務研修、キャリア形成のための研修など、個々に合わせた多くの研修が整えられています。職員はステップアップシートにより毎年最大三つまでの目標を設定しています。何をいつまでに、どのように取り組むかを記載し、途中での中間評価を経て、年度末に成果の振り返りと反省を行っています。外部研修受講後は研修報告がPCの共有フォルダーに保管され、職員間で共有されています。今年度の研修の多くはオンラインでの実施となっています。
18	② 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	

II-3 経営の透明性の確保

	評価項目	評価	講評
	(1)事業主体の経営の透明性を確保するための取り組みが行われている。		
19	① 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	A	区のホームページで施設情報を公開しています。育成室や学習室を写真で紹介し、保護者参加の行事予定も掲載しています。毎年実施している保護者へのアンケート調査結果についても、満足度についての結果が一覧表になって掲載されています。コロナ禍での施設の運営状況についても最新情報を常にアップしています。利用にあたっての利用基準、利用要件、必要書類等についても全てホームページから情報を得ることができるようになっています。今後、民営化に向けてロードマップに従った取り組みが進められる予定ですが、一層の透明性の確保、発信の継続を期待します。
20	② 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	A	

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

	評価項目	評価	講評
(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
21	① 学童保育クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	B	当学童保育クラブの登録児童は大半が東山小学校1校であり、従来から小学校との交流を盛んに行っていました。授業参観や運動会、学芸会等への参加をはじめ多くの交流機会を持っています。その他、地区の祭りやはねつき大会に参加したり、近隣の高齢者介護施設を訪問して利用者と交流する機会も設けていました。しかし、昨年来のコロナ禍にあって学校行事や高齢者施設への参加は見送られ、地域の祭りも中止となり、この2年間は地域との交流は殆どできていません。区ではボランティア人材の育成と子育て支援事業の拡充を目的として学童保育クラブ等でのボランティア受入れ体制を確立しています。しかし、コロナ禍にあるため、当施設での受入れは現在行っていません。
22	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A	
(2) 関係機関との連携が確保されている。			
23	① 学童保育クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を図っている。	B	学童保育クラブと連携を図るべき社会資源には、学校、保育所、福祉事務所、児童相談所等があります。当施設は従来より児童館、子ども家庭支援センターをはじめ民生児童委員等とも連携して情報共有をはかり、必要に応じて関係者会議にも出席して個別案件にも対応してきました。しかし現在は必要最小限の交流に限っています。
(3) 地域の福祉向上のための取組が行われている。			
24	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。	B	学童保育クラブには、公益性のある施設として地域の具体的な福祉ニーズを把握する取り組みを積極的に行うことが求められています。また、当施設では対応できない子どもや保護者のニーズを把握して他の福祉サービスと連携することも重要です。今は、地域行事への参加等を通じて地域交流を図ることが思うように進みませんが、コロナ禍の終息後は積極的な取り組みが期待されます。また、近接する児童館や他学童保育クラブと協力して、災害時に支援を必要とする近隣住民への福祉的な支援実施の可能性もあります。地域の福祉ニーズへの一層の貢献を期待します。
25	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動を行っている。	B	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

評価項目	評価	講評
(1)子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。		
26 ① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている。	A	昨年度は年3回の保護者会を予定していましたが、対面で実施できたのは学年ごとに分散しての1回のみでした。今年度も完全な形での開催は困難な状況が続いています。今年度は期初に、「保護者会や行事の仕方を工夫し、保護者との情報交換と共有に努め、保育内容の理解促進に取り組む」ことを決め、保護者にも書面で周知しました。保護者対応を丁寧に行い、学童保育クラブへの関心と理解を深め、信頼関係の構築に取り組むことが重点課題の一つとなっています。保護者が疑問に思ったことや、要望について丁寧に答えていくことを心がけています。コロナ禍で利用者のストレスが増大している中、プライバシー保護にも一層の注意を払っています。
27 ② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供を行っている。	A	
(2)福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
28 ① 利用希望者に対して必要な情報を提供している。	A	利用希望者は必要な情報のほとんどをホームページから得ることができます。申込に必要な書式もダウンロードすることが可能です。施設から保護者への連絡や通知は、今年度は主として子どもの持つ連絡帳の袋に連絡用紙を挟み込むことで行っていますが、確実に届くよう、帰り際に連絡帳の再確認を行っています。新型コロナウイルス感染症の状況が日々変化しており、学校、学童保育クラブ、利用者の状況もその影響を受けて日々変化していますので、意思疎通が十分に図れるよう、こまめな保護者への連絡を心がけています。
29 ② 学童保育クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	A	
(3)子どもや保護者等の満足の向上に努めている。		
30 ① 子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	A	毎年、保護者に対して満足度調査を実施しており、まとめられた結果の一部は区のホームページに掲載されています。寄せられた意見の中で対応可能な要望等に対しては速やかに対応しています。各種の意見に対しては区所管部署と連携して適切な対応を心がけています。

評価項目	評価	講評
(4)子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
31 ① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A	第三者評価の一環で実施した利用者アンケートでは保護者、子どもからの苦情は特にありませんでしたが、「外遊びを増やしてほしい、電子化を図ってほしい」などの要望が一部にありました。苦情が寄せられた場合は、当施設だけでなく隣接する1児童館3学童保育クラブで情報共有され、対応に当たっています。「苦情対応の記録」に記載され、苦情の内容と対応結果、反省点等が記録として残されます。
32 ② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。	B	学童保育クラブは下校後の子どもたちに適切な遊びと生活の場を与えて健全育成を図ることを目的としていますので、子どもに関わる問題については小学校、児童館、学童保育クラブが協力して対応に当たることもあります。
33 ③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	A	区に対しての直接の意見、要望、苦情については「区民の声課」で受け付け、所管部署を通して連絡が入るようになっていきます。長引くコロナ禍で保護者との接点が限られており、じっくり話し合う機会が少ないことが問題である事を施設長はじめ職員は認識しており、出来る限りの対応を続けています。
(5)安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
34 ① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	A	地震や火災、風水害等に対する危機管理マニュアルを整備し、毎月の避難訓練も実施しています。児童館を含めた4施設共同で実施されており、毎回設定状況を変えて行われています。4月の避難経路の確認等の机上訓練に始まり、地震、水害、火災、不審者など、毎月状況設定に変化を持たせて行われています。12月には事前予告なしの火災消火、避難訓練を行ないました。区に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されており、2021年8月に改訂された最新の学童保育クラブ用の対応マニュアルが当施設にも配布されています。職員の行うべき具体的な感染予防対策や感染者が発生した場合の濃厚接触者を含めた対応、小学校が臨時休校になった場合の対応などが細かく記載されています。感染者が発生した場合の施設の消毒作業マニュアルも用意されており、感染防止から事例発生後の対応まで一環したマニュアルとなっています。
35 ② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	
36 ③ 事故・災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

評価項目	評価	講評
(1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立されている。		
37 ① 育成支援について標準的な実施方法を文書化している。	A	子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるように、区の運営に関する要綱や保育方針に基づいた保育計画を立てています。毎日のミーティングを通して必要な支援の在り方や子どもたちにとっての最善の利益を考えながら、適切な支援ができるよう適宜見直しを行っています。また、東山小学校には3つの学童保育クラブがあるので、不均衡が生じないように密に連携を図っています。
38 ② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	
(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。		
39 ① 育成支援の計画を適切に策定している。	A	子どもたちの年齢による発達や遊び、友人関係など発達段階に応じた計画を策定し、それぞれの発達に応じて見守りながら、自主性や主体性を大切にした育成支援を行っています。年間計画は前年度の総括を踏まえ、職員間で検討しながら策定しています。今年度から高学年の受け入れも始まり、4年生以上の子どもも在籍するようになったため、高学年の発達段階も踏まえた取り組みも行うようにしました。3つの重点課題に沿って計画が立てられ、日々のミーティング等で反省や改善を行いながら評価・見直しを行っています。
40 ② 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。	A	
(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。		
41 ① 子どもに関する育成支援の記録が適切に行われ、職員間で共有している。	B	毎朝児童館に3つの学童保育クラブの担当者が集まり、朝会を開いて前日の子どもたちの様子や必要な情報について共有しています。情報は各担当者が持ち帰り、各施設の職員に周知しています。児童台帳には、個人面談の記録や子どもや保護者の様子や気づいたことなどを随時記入しており、課題がある子についてはファイルを作成して記録を取るようになっています。しかし、すべて手書きのため記録として残しきれなかったり、有効に使用できない等の課題があり、検討が必要になっています。記録については、個人情報保護に基づいてデータ上の記録はパスワードをつけて管理しています。また、紙面での記録は鍵のかかるキャビネットで保管しています。
42 ② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	A	

IV 学童保育クラブの活動に関する事項

IV-1 育成支援

	評価項目	評価	講評
(1)子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備			
43	① 子どもが安心して過ごせる生活の場としての環境を整備している。	A	コロナ禍での保育のため、感染予防の観点から子どもたちが一か所に集中せず、分散するよう配慮しています。その他、パーテーション、サーキュレータ等の設置をすることで、コロナ禍でも安心して過ごせる環境を整備しています。また畳のスペースを「くつろげる場」と位置付け、静と動を意識した環境を提供しています。
(2)学童保育クラブにおける育成支援			
44	① 子どもが学童保育クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	A	子どもたちへの援助の姿勢として、子どもたちの言動だけではなく、表情や関わり(子ども同士、子ども対職員)に対して丁寧に読み取り、共有することを心掛けています。いつもと違う様子や、友人関係や宿題等で困っている様子が見られた時には、家庭と連絡を取りながら、子どもを支えられるよう見守りながら支援し、子どもたちが安心して通うことのできる場所になるようにしています。
45	② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	A	出欠席の管理については、子どもの出欠席を事前に把握し、変更があった場合は必ず保護者に確認を徹底しています。
(3)子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援			
46	① 子ども自身が見通しをもって主体的に過ごせるように援助している。	A	班活動や行事等を通じて、子どもたちが主体的に考え行動できるように取り組んでいます。班は10班あり、ホワイトボードにそれぞれの班が担当する掃除の場所(たたみ、どうぐばこ、げんかんなど)が書かれています。おたすけという班もあります。人数が少ない班の手伝いをしたり、どの班も人数が多い時には、分散のため児童館に遊びに行くこともあります。
47	② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	A	また、下校後の手洗い、うがいや宿題への取り組み、自分のロッカーの清掃等、学童保育クラブにおける基本的な生活習慣として、自ら進んで取り組むことができるよう援助を心掛けています。

	評価項目	評価	講評
48	③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	A	児童館に隣接した学童保育クラブであるため、分散して遊ぶ際には児童館も利用することができます。そのため、遊びの選択肢も多く、また一緒に遊ぶ仲間も沢山いる環境です。遊びに困ったり、何をして過ごせばよいの分からない状況になることは少ないようです。また班活動を取り入れ、異なる学年の子どもたちが学年の垣根を越えて一緒に遊ぶことで、互いを知るきっかけづくりや豊かな関係性づくりにも取り組んでいます。
49	④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	A	70名近くが在籍している学童保育クラブであるため、子どもが意思を表明したり、意見を述べるできないこともあるため、話しやすい様に「学年別会議」を設けています。相手の気持ちを考えたり、自分の思いを伝え合う場としています。
50	⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	B	使ってはいけない(誰が聞いても気持ちよくない)とされている言葉の掲示については丁寧な検証が必要と思われます。子どもが使う言葉は人格形成の重要な要素もあり育っている時代や環境要因が大きく影響しますので言葉の背景を子どもの気持ちに寄り添いながら丁寧に支援していくことが望まれます。
(4)固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援			
51	① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受け入れに努めている。	A	目黒区の方針を受けて、様々な支援の必要な子どもたちを受け入れるための仕組みや土台(入所判定、人的加配)はすでに整っています。受け入れ後の実際の援助の方法についても研修等で学んだり、巡回相談・巡回指導を受けることができます。ただし今年度は障害のある子どもの受け入れはありません。(対象児童が今年度はいないため評価項目No.52はC評価となります)
52	② 障害のある子どもの育成支援に当たった際の留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	C	
53	③ 児童虐待の早期発見に向けた取組や適切な対応を行関係機関と連携して行っている。	B	区内や都内の関係機関(児童相談所や子ども家庭支援センター等)とは、必要に応じて連携するシステムがあります。また日常的に主任児童委員と連携し、情報共有を行っています。主任児童委員を介して、小学校と児童の情報を得ることもできています。また、帰国子女や外国籍の子どもが多い地域であるため、子どもたちは自然と互いに認め合う経験を積める環境にあります。今後はどのような取り組みをすれば、子どもたちがより互いを認め合うことができるのか、その目的を持った実践や、その実践を行うための根拠を明確にした活動が望まれます。
54	④ 子どもの国籍や文化、習慣等の違いに関わらず、互いを認め合い理解を深めるような取組を行っている。	B	

	評価項目	評価	講評
(5)適切なおやつや食事の提供			
55	① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	A	毎日15時半から16時半を目途におやつを提供を行っています。新型コロナウイルス感染症対策として、毎日おやつを2グループに分散し密にならないよう配慮しています。食物アレルギー対応については、年2回保護者に調査票を提出してもらい、保護者と一緒に確認して代替えのメニューを提供しています。実際の提供は専門業者に委託されていますが、アレルギー対応マニュアルを活用し、誤食のないよう徹底しています。その他、窒息等食に伴う事故が起こらないよう見守りを行い、子どもが落ち着いて食べられるように支援しています。 特に夏休み等の一日保育の際には、持参した弁当が傷まないように注意が必要なことを伝えています。
56	② 食に伴う事故(アレルギー、窒息、食中毒等)を防止するための対応を行っている。	A	
(6)安全と衛生の確保			
57	① 子どもの安全を確保する取組を行っている。	A	事故を未然に防ぐことができるよう、ヒヤリハットはその都度共有をし、些細な出来事でも気になることがあった際には、複数職員で確認し対応を行っています。事故に至った際には区の所管部署への報告、再発防止策の検討を学童保育クラブだけではなく、児童館館長を交えて行う体制が整っています。ただし、ヒヤリハットは共有した時点で対応が終了してしまっています。これまでどのような場所でどのようなことで「ヒヤリ」としたのか、その積み重ねがされておらず、これまでの情報が十分生かし切れていません。今後は、これらを積み重ねていけるようなシステム作りが望まれます
58	② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	B	

IV-2 保護者・学校との連携

	評価項目	評価	講評
(1)保護者との連携			
59	① 保護者との協力関係を築いている。	A	新型コロナウイルス感染症の拡大により、行事や保護者会、面談等、直接保護者と顔を合わせる機会が減少していますが、書面での保護者会を実施したり、予約制の保育参加を行い、実際の子どもの学童保育クラブでの様子を見てもらおうなどの工夫を行っています。
(2)学校との連携			
60	① 子どもの生活の連続性を保障するため学校との連携を図っている。	B	新型コロナウイルス感染症の影響で、授業参観や年度初めのあいさつ等を行うことができていません。必要に応じて担任教諭との懇談会を実施していますが、連携としては不十分と施設長は感じています。対面以外の方法で学校との連携を図る工夫の検討を期待します。

IV-3 子どもの権利擁護

評価項目	評価	講評
(1)子どもの権利擁護		
<p>61 ① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	<p>B</p>	<p>権利擁護の職員の自主研修会を行い、自己研鑽を積む取組が行われています。しかし学童保育クラブではなく児童館に関連するリーフレットが置かれていたり、それらを活用した学童保育クラブでの取組みなどの実施はされていないようです。今後、さらなる取組みの工夫が望まれます。</p>

総 評

◇特に良いと思われる点

● 職員全員での打合せを毎日実施し、情報共有がしっかり行えています

毎日、非常勤職員も加えた職員全員が参加して、前日の出来事についての情報共有を中心とした打合せが行われています。単に伝達するだけではなく、具体的な事例についての子どもとの関わり方に関してもコンセンサスを得るようにしています。各自が感じた子どもの様子について伝え合い、時には保育に当たっての心構えや仕事に対する姿勢についても施設長の指導の元で確認を行なっています。

● 地域の子育て支援の拠点として大切な存在です

東山児童館を中心に学童保育クラブ3施設、幼稚園、社会教育館等の公的施設がまとまっています。公園にも隣接しており地域の子育て支援の中心ともいえる存在です。区内には公設民営の学童保育クラブも多数設置されていますが、東山児童館学童保育クラブ、第二学童保育クラブ、第三学童保育クラブは公設公営であり、児童館館長が各学童保育クラブの施設長も兼務しており、連携して地域の子育て関連施設や小中学校、主任児童委員、PTA役員、保育園の園長等をまとめてリーダーシップを発揮して地域の子育て支援の拠点としての力を発揮できる存在といえます。

● 子どもの自主性を尊重した活動に取り組んでいます

班活動や行事等を通じて、子どもたちが主体的に考え行動できるように取り組んでいます。班は10班あり、ホワイトボードにそれぞれの班が担当する掃除の場所が（たたみ、どうぐばこ、げんかんなど）記されていますが、おたすけという班もあります。人数が少ない班の手伝いをしたり、どの班も人数が多い時には、分散のため児童館に遊びに行くこともあります。子どもたちは、おたすけで児童館に遊びに行くのを楽しみにしています。

◇更なる改善が望まれる点

● 理念、基本方針の明文化と関係者への周知が望まれます

区立の公設公営施設であり、2015年に定められた区の「学童保育クラブ保育指針」に従って運営されています。「未来に向けてともに育ち育てるめぐろの実現」を目指して学童保育クラブの目的も明示された詳細な指針となっています。一方で、2021年に策定された厚生労働省の放課後児童クラブ第三者評価共通評価基準ガイドラインでは放課後児童クラブの理念、基本方針の策定と関係者への周知が求められています。理念、基本方針という言葉が明記した、分かりやすいホームページ、パンフレット等の作成と関係者への周知が望まれます。

● 業務のICTの推進を期待します

福祉サービス事業にとってICT化を図ることは必須となりつつあります。子どもたちの入退室管理は来年度からの自動化が予定されているようですが、児童台帳をはじめ殆どの記録は現在は手書きが主流です。日報やヒヤリハット等の膨大な記録が集積されていますが、科学的に統計解析等を加えるには電子データ化することが必要です。入退室管理、児童情報管理、保護者連絡、日報作成等の作業をIT化することで職員の業務負担軽減が図れ、ワークライフバランスの実現も可能になります。事業所単独で実現できるものではありませんが、内部発信を通じてより科学的な施設運営の達成を期待します。

● 子どもの気持ちに寄り添った丁寧な支援が望まれます

70名近くが在籍している学童保育クラブであるため、個人が意思を表明したり、意見を言うことができにくいこともあるため、同学年同士で話しやすいように「学年別会議」を設けています。相手の気持ちを考えたり、自分の思いを伝え合う場としています。しかし、使ってはいけない（誰が聞いても気持ち良くない）とされている言葉については丁寧な検証が必要と思われます。子どもが使う言葉は人格形成の重要な要素でもあり、育てている時代や環境要因が大きく影響しますので、「使わない」ことを前面に支援するのか、「ふさわしい言葉」を掲示するのもも含めて、言葉の背景を子どもの気持ちに寄り添いながら丁寧に支援していくことが望まれます。